

高槻市議会政務活動費運営協議会設置要領

(趣旨)

- 1 高槻市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年高槻市条例第36号）の適正な運用を図るため、高槻市議会政務活動費運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事項)

- 2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 政務活動費及び会派が徴収する会派共用費の適正な執行について
 - (2) 政務活動費及び会派共用費の運用に関し議長が諮問する事項について
 - (3) その他

(構成)

- 3 協議会は、各会派の代表者及び政務活動費の交付を受けている議員で会派に所属していない者をもって構成する。

(会長及び副会長)

- 4 協議会に会長及び副会長を置く。この場合において、会長及び副会長は会員の互選によって決定する。

(招集)

- 5 会長が、協議会を招集する。

(構成員の責務)

- 6 構成員は、協議事項について全会一致を得られるよう努めるものとする。

(委任)

- 7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。